

障害者支援制度をご利用ください

平成28年度に実施する障害福祉サービス等を紹介します。受けることができる制度は、障害者手帳の有無や種類、等級によって異なります。制度の利用方法や障害者手帳の取得方法など、詳細はお問い合わせください。

☎/障害福祉課 ☎463-1598~9 FAX463-1025

朝霞市障害者虐待防止センター

障害のある方への虐待について相談、通報または届出を受けたときは、関係機関との連携により円滑な解決に努めます。

障害者虐待とは、障害者を現に養護している者、障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に従事する者、雇用者（障害者を雇用する事業主等）が障害者に対して行う次のいずれかに該当する行為です。

- ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待
- ④放棄・放任 ⑤経済的虐待

このような虐待が行われているのを見たり聞いたりした方は当センター（障害福祉課内）にご連絡ください。障害者の安全を確認し、虐待の事実確認や障害者の保護、養護者への支援など必要な対応をします。

また、虐待を未然に防ぐために養護者の負担軽減のための助言・支援なども行いますので、介助の負担が重いと感じている方はご相談ください。

心身障害者扶養共済制度

加入者（保護者）が死亡または重度の障害状態になった場合、障害のある方に年金が支給されます（1口は月額2万円、2口は月額4万円）。

また、障害のある方が死亡した場合は弔慰金が支給されます（加入期間に応じて、5万円、12万5千円、25万円。2口も期間に応じる）。

この制度は共済制度ですので、加入者は掛金を納めます（1口月額9,300円～23,300円）。また、所得により掛金が減額または免除になります。障害のある方1人に付き、加入者1人、2口まで加入できます。

加入できる方／

- ①障害のある方の保護者であること（現に障害のある方を扶養していること）
- ②埼玉県内（さいたま市を除く）に住所を有していること
- ③加入する年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること
- ④加入時に疾病および障害を有しないこと（生命保険に加入できる状態であること）

朝霞市家具転倒防止器具等設置費助成事業

地震の発生時に、家具の転倒等によってけがなどをされることを防ぐため、家具の転倒を防止する器具の取り付けに対して助成を行います。

※助成は1世帯に対して1回限りです。

助成額／10,000円

対象世帯／

- ・65歳以上のみで構成される高齢者世帯
- ・障害のある方のみで構成される世帯
- ・障害のある方と高齢者のみで構成される世帯

☎/長寿はつらつ課 ☎463-1921



自立支援医療（精神通院）・精神障害者通院医療費助成事業

自立支援医療（精神通院）

精神疾患の治療をうけるときに、通院医療費の自己負担分を1割に軽減する制度です。院外処方箋薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションも対象になります。引き続き医療等を継続する場合には、更新の手続きが必要です。※申請が必要です。

精神障害者通院医療費助成事業

自立支援医療（精神通院）を利用した際の、一部自己負担金（医療費等の1割）を助成する制度です。

※所得区分が住民税非課税の方のみが助成対象です。

申請手続／毎月15日（休日のときは翌日）までに申請された場合は、翌月の15日（休日のときは前日）に支給

申請先／障害福祉課、内間木支所、各出張所

※郵送でも申請ができます。申請書、領収書、該当月の自己負担上限額管理票のコピーを障害福祉課宛てまで

朝霞市障害者等日中一時支援事業

一時的に見守り等が必要な障害のある方に日中活動の場を提供し、また、日常的に介護している家族の支援を目的としています。「すわ緑風園」などで実施しています。

対象／市内に住所を有する障害のある方等で次のいずれかに該当する方

- ・障害者手帳（身体・療育・精神）を所持している方
- ・医師により発達に障害があると診断された方

利用者負担／原則かかった費用の1割負担（市民税非課税世帯は無料）

利用上限／月10日以内

利用方法／申請し、利用決定を受けてください。

朝霞市障害者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的としています。

内容／障害のある方の社会生活上、必要不可欠な外出等について、移動のための支援をします。

対象／市内に住所を有する障害者等で次のいずれかに該当する方

- ・障害者手帳（身体・療育・精神）を所持している方
- ※身体障害については諸要件があります。
- ・医師により発達に障害があると診断された方
- ※視覚障害があり移動に著しい困難を有する方は同行援護の利用が優先となります。

利用者負担／原則かかった費用の1割負担（市民税非課税世帯は無料）

利用上限／月128時間以内

利用方法／申請し、利用決定を受けてください。

特別障害者手当等

①特別児童扶養手当

身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育てている方に支給されます。ただし、施設に入所しているお子さんや障害を支給事由とする年金を受給しているお子さんは除きます。

手当額／月額 1級 51,500円 2級 34,300円

②特別障害者手当

20歳以上で、身体等に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や3か月以上継続して病院等に入院している方は除きます。

手当額／月額 26,830円

③障害児福祉手当

20歳未満で、身体等に著しく重度の障害があるため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます。

手当額／月額14,600円

※①②③のいずれの手当も所得の制限があり、支給が停止になることがあります。受給要件・申請についてはお問い合わせください。

現況届の提出

すでに手当を受けている方は毎年8月に現況届(所得状況届)の提出が必要です。届出用紙が送られてきましたら忘れずにご提出をお願いします(7月下旬頃送付予定)。この届を提出しないと、8月以降の手当は支給されませんのでご注意ください。

朝霞市障害者自動車改造費補助金

障害のある方が自ら運転するための自動車を取得し、自動車の操行装置等の改造を要する場合、その費用の一部を補助します。なお、補助金の上限額は10万円までとなります。

※所得制限があるので、助成が受けられない場合があります。

朝霞市障害者自動車運転免許取得費の補助

障害のある方が自動車運転免許を取得するために要する費用の一部を補助します。

※過去において、運転免許取得のため本市および他市区町村より補助金の交付を受けた方は対象となりません。

補助額／18万円と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額。

紙おむつ支給サービス

対象者／常時紙おむつを利用している市内在住の方で、身体障害者手帳1、2級または療育手帳A、Aを所持している方(入院中の方、施設に入所中の方、3歳未満の方、長寿はつらつ課の制度で紙おむつの支給を受けている方を除きます)

内容／朝霞市の指定品目から選んでいただきます。

申込方法／障害福祉課へ申請が必要です。

重度心身障害者医療費支給制度

支給対象(重度心身障害者)／①身体障害者手帳1～3級

②療育手帳A・A・B ③精神障害者保健福祉手帳1級 ④65歳未満で次のいずれかに該当する手帳等の交付を受けている方が、65歳以降後期高齢者医療制度の障害認定を受けた場合

・身体障害者手帳4級のうち、音声または言語、そしゃく機能障害、下肢機能障害(一部)

・精神障害者保健福祉手帳2級

・障害基礎年金1・2級の証書

※重度心身障害者となった年齢が65歳以上の方は除く。

※新規の方は、障害福祉課へ登録が必要です。

支給額／入院、通院等の各医療保険制度における医療費の一部負担金。ただし、各医療保険から高額療養費や付加給付金が支給されるときは、その金額を差し引いて支給。

※入院時の食事代等は、平成28年4月診療分から、住民税非課税世帯等の方を対象に助成します。

※精神障害者保健福祉手帳1級により該当の方は、精神病床の入院費は対象外です。

申請手続／毎月15日(休日のときは翌日)までに申請された場合は、翌月の15日(休日のときは前日)に支給

申請先／障害福祉課、内間木支所、各出張所

※郵送でも申請ができます。申請書、領収書を障害福祉課宛てまで

居宅介護(ホームヘルプ)サービス

対象／市内に住む障害者手帳を所持している方もしくは難病の方で介護が必要な方

内容／自宅での入浴、排せつ、食事の介護等

※障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)により、サービスの内容を決定します。

利用料金／原則として費用の1割の負担

※所得状況に応じて利用料金の負担上限額が設定されます(市町村民税非課税の場合は無料)。

※介護保険の要介護認定を受けている方は、介護保険制度での利用が優先となります。

利用にあたっては、障害支援区分の認定が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

両耳の聴力レベルが70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童について、補聴器購入費の一部を助成します。

補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断した場合に適用になります。

なお、本人および同一世帯員のうち、市民税所得割が46万円以上の方がいる世帯は対象外です。

費用負担／補助基準額の3分の2は県と市で負担します(本人負担は3分の1となります)。

精神保健福祉相談

精神保健に関するご本人・家族の相談を、電話・面接などにより精神保健福祉士が行っています。

実施日時／毎週火曜日 午後1時～5時15分

場所／障害福祉課 費用／無料

※相談内容や個人情報は秘密厳守します。